



東日本大震災で被災された観光事業者の皆様へ

宮城県は、東日本大震災により被災された観光事業者の皆様の再建・復旧を支援するために「観光施設再生支援（補助）事業」を事業化いたしました。

ご利用頂ける方

東日本大震災により被災した宮城県内の観光施設・設備を再建・復旧する
中小企業者等 ※1, 2

対象施設

- ①ホテル、旅館、簡易宿所営業及び下宿営業の施設
- ②その他、知事が特に認める観光集客施設（お問い合わせください）

※1 民間の方で、個人、法人の別は問いません。

※2 風俗営業等規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業を営む中小企業者等を除く。

◆対象経費

施設設備の修繕・修理、建替、入替
に要する経費

- (1)土地復旧費
- (2)解体撤去費
- (3)修復・建替費
- (4)買替・修繕費
- (5)移設費



など

◆補助率

1/2 （※対象経費の1/2まで）
（上限10,000千円，下限1,000千円）

お知らせ

●募集期間

平成23年9月28日(水)～

平成23年10月12日(水)

●申請先、様式及び必要な書類等については、9月14日中に県ホームページ等でお知らせいたします。

<http://www.pref.miyagi.jp/kankou/>

・問合せ先 宮城県経済商工観光部 観光課 観光企画班

電話 022-211-2823 / FAX 022-211-2829

e-mail:kankou@pref.miyagi.jp